

# あなたの人権はまもられていますか？ 一人で悩まず相談を！

あなたが安全だと感じること…それが当然の権利です。  
暴力のない生活を送ること…それはあらゆる女性の権利です。

## ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

- 配偶者や恋人などパートナーからの暴力
- 犯罪となる行為をも含む人権侵害
- 「家庭内の問題」「個人的問題」として表面化しにくい暴力

被害者の多くが女性であり、その背景には、男女の経済力の格差や男性優位、男性中心の社会構造、女性を対等なパートナーと見ない女性差別の意識があります。

## DVには、次のようなものがあります

### ● 身体的暴力

殴る、蹴る、首を絞める、包丁を突きつける、物を投げつける、突き飛ばすなど



### ● 精神的暴力

大声で怒鳴る、人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視する、大事にしている物を壊す、家から閉め出す など



### ● 性的暴力

性的行為を強要する、見たくないポルノビデオ等を見せる、避妊に協力しない など



### ● 経済的暴力

生活費を渡さない、お金の使い道を細かく監視する、女性が働き収入を得ることを妨げる など



### ● 子どもを利用した暴力

子どもの前で暴力を振るう、子どもに危害を加えると脅す、子どもを取り上げ引き離す など



### ● 社会的隔離

外出や親族・友人との付き合いを制限する、携帯電話やメール、手紙を細かくチェックする など



## 一人で悩まず相談してみませんか

- 市子育て支援課婦人相談室 ☎ 0994-43-2111 内線 3186  
月～金曜日（祝祭日は除く） 9:00～17:00
- 鹿屋警察署（被害者相談窓口） ☎ 0994-44-0110
- 鹿児島県男女共同参画センター内相談室 ☎ 099-221-6630  
火～日曜日 9:00～17:00（火曜日は 20:00 まで）
- 鹿児島県女性相談センター ☎ 099-222-1467  
月～金曜日 8:30～17:00（木曜日は 20:00 まで）  
土・日曜日 9:00～15:00



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

【問い合わせ】市民活動推進課 男女共同参画推進室（5階） ☎ 0994-31-1147